

商工観光労働企業委員会資料

令和8年4月23日

労働委員会事務局

大分県労働委員会の概要

令和8年4月23日
(令和7年次実績 令和7年1～12月)

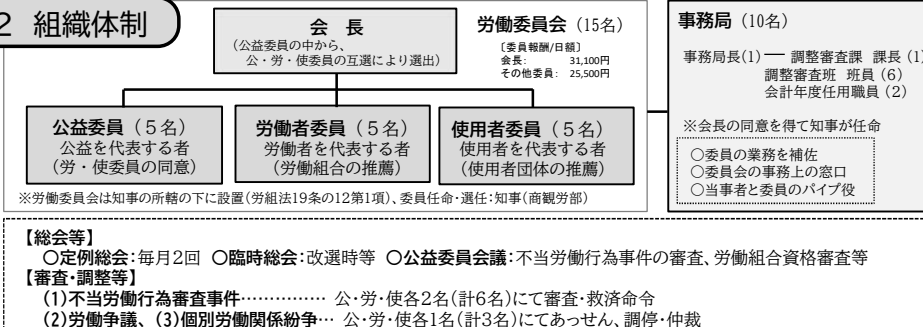
1 労働委員会とは

【位置付】労働委員会は、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法に基づき設置された独立行政委員会（公労使各々同数から成る三者構成の合議体）

【機能権限】憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速・的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的・弾力的な方法で紛争調整に当たる。

【業務】①不当労働行為事件の審査
②労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）
③個別労働関係紛争のあっせん（個別労働紛争法）※知事からの事務委任を受け平成14年4月から実施
④労働組合の資格審査（労働組合法）
⑤労働相談

2 組織体制



3 主な4業務

(1) 不当労働行為事件の審査

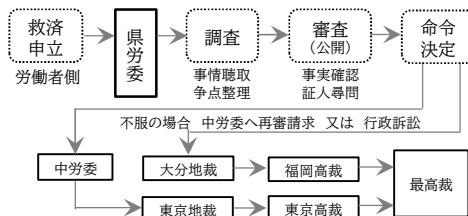
労働組合や労働者からの救済申立てを受け、使用者による不当労働行為について審査を行い、事実と認められる場合には、使用者へ命令を発し、救済する。

不当労働行為（労働組合法で禁止されている行為）

- ①労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い
- ②正当な理由のない団体交渉の拒否
- ③労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助
- ④労働委員会への申立等を理由とする不利益取扱い

審査の流れ

* 命令・決定までは和解・取下は随時可



取扱件数

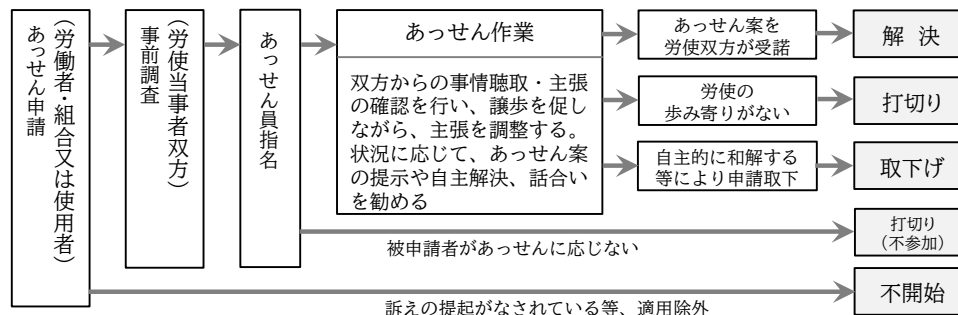
区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大分県	2	0	0	0	0	0
全国	782	814	783	786	736	653

※「全国」は、中央労働委員会HPから引用

(2) 労働争議の調整

集団的労使関係にある労働組合等と使用者の間で労働条件や労使関係に関する紛争が発生し自主的な解決が困難な場合に、あっせんや調停、仲裁により調整を行い、争議行為の回避、終結を図る。
「あっせん」 あっせん員が公正な立場で双方の主張を整理し、話し合いによる円満な解決を図る。
「調停」 調停委員会が調停案を示し解決を図る。
「仲裁」 仲裁委員会により解決を図る。
裁定は労働協約と同一の効力が生じる。

あっせんの流れ



取扱件数

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大分県	0	2	2	4	3	3
全国	281	275	236	237	211	—

※「全国」は、「18表 労働争議調整件数」（中央労働委員会作成）から引用

(3) 個別労働関係紛争のあっせん

労働条件その他労働関係に関する事項に係る個々の労働者と事業主等との間の紛争についてあっせんを行い、解決を図る。

※あっせん

あっせん員が公正な立場で双方の主張を整理し、話し合いによる円満な解決を図るもの。

取扱件数

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大分県	1	2	1	1	1	5
全国	332	284	264	297	319	—

※「全国」は、「新統計表」（中央労働委員会作成）から引用

(4) 労働相談

労働争議の調整を行う公的機関としての特性を活かし、労働問題に関わる相談に対応

- 不当労働行為事件やあっせん等の前段での相談対応
 - 労働紛争の未然防止
 - 将来に向けての労使関係の安定
 - 実態の把握や解決策検討を通じた職員の資質向上
- ※全国31府県（九州は福岡・長崎・沖縄除く5県）で実施

■ 常時

開庁日 9:00～17:00 電話・来所

■ 悩まず どうとこい労働相談週間

10月・2月の年2回

土日、夜間を含め7日間集中開催

※本県独自事業として平成17年度から実施

■ 巡回特別相談等雇用労働室と連携、実施

実績 年次別相談件数

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大分県	211	312	305	281	269	302

令和7年 労働相談の実施状況

区分	相談者別	相談内容別									
		労働者	使用者	その他	計	団体交渉	経営人事	賃金等	労働条件	その他	計
相談件数	集団	22	2	0	24	4	1	6	6	21	38
	個別	148	11	7	166	0	61	53	55	95	264
	計	170	13	7	190	4	62	59	61	116	302
割合(%)		89.5	6.8	3.7	100.0	1.3	20.5	19.5	20.2	38.4	100.0

【主な相談内容】（上位3項目）

- ①パワハラ：32件（10.6%）
- ②解雇等：27件（8.9%）
- ③賃金未払い：18件（6.0%）

1 令和8年度当初予算

(款) 労働費 (項) 労働委員会費

(単位：千円)

目	予算額	事業名	金 額	説 明
委員会費	16,595	委員報酬	11,775	委 員 15人 (日額報酬) 会 長 (1人) 31,100 円 公 益 委 員 (4人) 25,500 円 労働者委員 (5人) 25,500 円 使用者委員 (5人) 25,500 円
		運営費	4,820	委員会運営に要する経費
事務局費	84,682	給与費	73,090	事務局職員の給与、共済費等
		運営費	11,592	事務局運営に要する経費
合 計	101,277		101,277	

2 組 織

(1) 労働委員会

労使紛争を解決するための専門的な行政機関（独立行政委員会）

〔設置根拠 労働組合法第19条の12第1項〕
〔 地方自治法第180条の5第2項〕

委員の任命は知事が行い、任期は2年

公益委員 5名 労働者委員 5名 使用者委員 5名 計 15名

(2) 事務局（正規職員8名、会計年度任用職員2名 計10名）

事 務 局 長 —— 調整審査課課長 —— 調整審査班班員

(柴北 友美) (平山 高広) (正規職員6名、会計年度任用職員2名)

第 4 9 期 大分県労働委員会委員名簿

(任期 令和8年2月19日～令和10年2月18日)

令和8年4月23日現在

区 分	氏 名	現職又は元職	備 考
公益委員	会長 清水 立 茂	弁護士	第46期～
	会理代理 渡 邊 博 子	大分大学理事（教育、学生・留学生支援担当）副学長	第47期～
	森 優子	元大分県議会事務局長	第49期～
	堀 江 貴陽子	特定社会保険労務士	第48期～
	森 脇 宏	弁護士	第49期～
労働者委員	幹事委員 新 宮 高 志	全日本運輸産業労働組合大分県連合執行委員長	第46期～
	山 本 悦 子	元日本労働組合総連合会大分県連合会情勢委員会委員長	第47期～
	石 本 健 二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	迫 圭 吾	大分県教職員組合執行委員長	第49期～
	原 口 享 子	UA ゼンセン大分県支部協働参画委員会副委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤 野 久 信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	白 川 憲 一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高 野 浩 子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	寺 司 志保美	元株式会社別府衛生公社代表取締役	第48期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役専務	第46期～

3 活動内容

(1) 審査・調整等

① 不当労働行為事件の審査

労働組合又は労働者からの救済申立てにより、使用者が労働組合法で禁止されている不利益取扱や団体交渉拒否等の不当労働行為を行ったかどうかについて審査を行い、命令の発出や和解の勧奨を行う。

(審査委員：公益委員2名、参与委員：労働者委員2名、使用者委員2名)

② 労働争議の調整（集团的労使紛争のあっせん）

労働組合と使用者との間で労働条件等に関する紛争が発生し、自主的な解決が困難な場合、労使いずれか一方又は双方からのあっせんの申請に応じて、労使の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図る。

(あっせん員：公・労・使委員各1名)

③ 個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関する紛争・トラブルをあっせんにより解決するもので、手続等は「② 労働争議の調整」と同様。

(あっせん員：公・労・使委員各1名)

④ 労働相談

労働争議の調整を行う公的機関としての特性を生かし、労働問題に関わる相談に対応する。

⑤ 労働組合の資格審査

労働組合が不当労働行為の救済を受けようとする場合や、労働組合の法人登記を行う場合、及び労働委員会の労働者委員を推薦する場合に必要な手続として、労働組合法の規定に適合する組合であるかどうかの審査を行う。

(2) 定例総会等

① 定例総会

委員全員で定期的に行う会議で、あっせん員候補者の委嘱及び解任等の審議、不当労働行為事件やあっせんの処理状況等の報告を行う。

② 公益委員会議

公益委員のみで構成される会議で、不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査等を審議する。